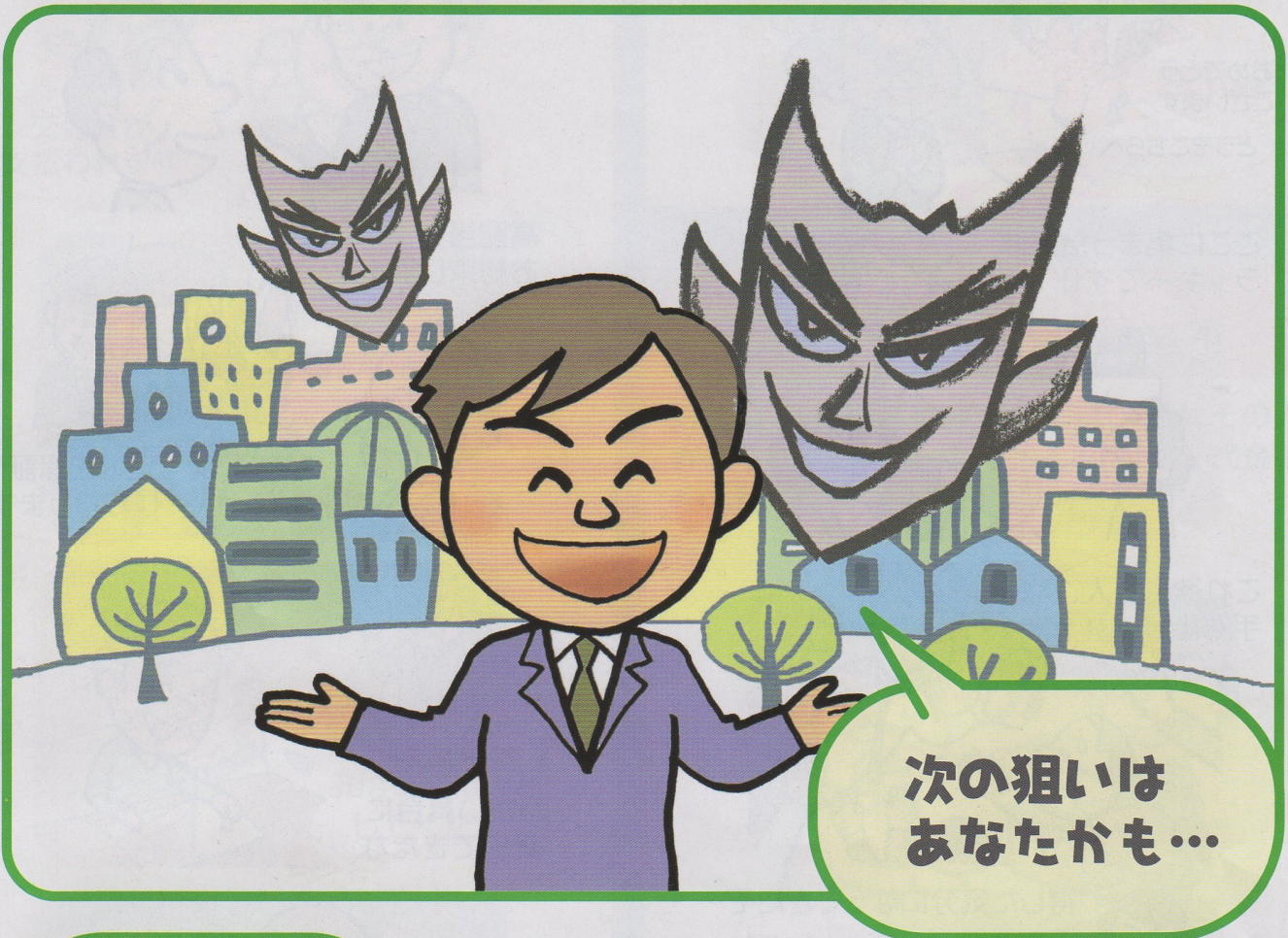


悪質業者の視点

消費者トラブルにあわないために



クーリング・オフ制度とは

自宅訪問販売、催眠商法、電話勧誘販売などで契約した場合

契約書面を受け取った日から
8日以内であれば、無条件に解約できます

※いわゆるマルチ商法、内職商法は20日間です。

注意

- ハガキの両面のコピーをとっておきましょう。
- 特定記録郵便など送付した証拠を残しておいてください。
- クレジット契約がある場合は、クレジット会社にも同様にハガキで通知します。

おもて		うら	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 契約(申し込み)年月日	契約解除通知書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 販売会社名	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 担当者名	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 商品名	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 契約金額	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平成○年○月○日	右契約を解除します。
自分の住所	○ 県 ○ 市 ○ 町		
自分の氏名	○ 丁目 ○ 番 ○ 号		
	○ 会社 御中		

契約から8日間過ぎていても、契約書類に不備がある時や勧誘の方法に問題がある時などは、解約できる場合があります。詳しくは最寄りの消費生活センター(消費生活相談窓口)にご相談ください。

クーリング・オフできない場合

- 自発的に店舗に出向いて契約した場合。
 - 通信販売(ただし、特約により返品できる場合があります)。
- など、クーリング・オフできない場合もあります。

注 平成20年6月11日に「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」の一部が改正されました。制度の詳細については、消費生活センター(消費生活相談窓口)へご相談ください。

高齢者のご家族やまわりの方々へ

悪質業者は高齢者に笑顔で近づいて巧みな話術で高額な契約(買物)をさせ、老後の大事な資金を奪い取ります。中には、被害に気づかない高齢者も多く、身近にいる方の気づきが大切です。まわりの方々による見守りを強化して高齢者の被害を未然に防ぎましょう。

困った時はご相談を……

いやや!
(全国共通ダイヤル) 消費者ホットライン 188

- 岡山市消費生活センター [岡山市北区大供1-1-1]
TEL (086) 803-1109
受付時間 9:00~16:00 (土・日曜日及び祝日・年末年始は休みます)
- 岡山県消費生活センター [岡山市北区南方2-13-1]
TEL (086) 226-0999
受付時間 9:00~16:30 (月曜日及び祝日・年末年始は休みます)

振り込め詐欺

電話やハガキなどで、行政機関や公的機関、または、家族、警察官、弁護士などになりすまし、現金をだまし取ったり、架空の債権を請求したりする悪質な犯罪です。ATMを使わず、郵便で現金を送らせるなど、常にその手口は多様化しています。



被害にあわないためのポイント

- 行政機関や公的機関、家族などを名乗る電話があっても絶対に鵜呑みにしないで、事実かどうか、必ず確認しましょう。
- 「ATMで、携帯電話を使え」と言われたら“振り込め詐欺”だと思ってください。ATMでは、こちらで操作して相手から振り込んでもらうことはできません。
- もし、そうした目にあっても、決してあわてずに対応しましょう。

点検商法

業者が家庭を訪問して、あたかも正規の点検の振りをしながら不安感をあおり、不当に高額な金額で契約させる悪質商法の一つです。



送りつけ商法 ネガティブオプション

注文していない商品を勝手に送りつけ、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する悪質商法の一つです。



悪質業者は、
さまざまな手口で
あなたを狙っています。



ここにあげた例は、多様な悪質商法の一例です。「自分は大丈夫」などと考えている人がいたらご注意ください。悪質業者は、そうしたあなたの心のスキを狙ってきます。あわてず対応できるよう、基本的な知識を身につけておくことも大切です。

催眠(SF) 商法

くじやチラシ、日用品の大安売りなどの名目で人を集め、閉じ込めて密室状態にし、無料配付や早い者勝ちの格安販売といった方法で、巧みに熱狂的な雰囲気を作り出し、高額な商品を売り付ける悪質商法の一つです。



被害にあわないためのポイント

- 目的がはっきりしない場所へは、近づかないようにしましょう。
- まわりの雰囲気に関わられないようにしましょう。
- もし欲しいと思っても、その場で契約せずに、家族やまわりの人と相談してから慎重に契約するようにしましょう。

利殖商法

「値上りするのは確実」、「元本保証・安全有利」、「高配当が得られる」、「必ずもうかる」などと利殖になることを強調して、投資や出資等を勧誘し、金銭を受け取ったりする悪質商法の一つです。



被害にあわないためのポイント

- 不審な業者の、訪問にも電話にも応対しないでください。
- うまい話を簡単に信用せずに、よく考えて慎重に対応しましょう。
- 業者を家に入れてはいけません。また、業者が帰らない時は、「警察に連絡する」など毅然とした態度をとりましょう。